

函館市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例をここに公布する。

令和6年9月12日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第53号

函館市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第9条第1項の規定に基づき、函館市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例（平成24年函館市条例第47号）により定められた準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、工場立地法（昭和34年法律第24号）の例による。

(適用区域ならびに緑地および環境施設の敷地面積に対する割合)

第3条 この条例を適用する区域の範囲ならびに当該区域における緑地および環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設的面積の敷地面積に対する割合
-------	------------------	--------------------

函館市港町2丁目36番のうち、港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3の規定に基づく函館港港湾計画において定められた港町地区の港湾関連用地の区域	100分の1以上	100分の1以上
--	----------	----------

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 函館市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律附則第2条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例を廃止する条例（平成31年函館市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則を次のように改める。

この条例は、平成31年4月1日から施行する。